



三井松島

各 位



2025 年 8 月 8 日

会 社 名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉岡 泰士
(コード番号 1518 東証プライム 福証)
問合せ先 上席執行役員 経営企画部担当
阿部 美紀子
(TEL. 092-771-2171)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 13 日及び 2025 年 6 月 18 日の取締役会の決議事項である会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定及び同法第 156 条第 1 項の規定に基づく自己株式の取得に関し、その具体的な取得方法として自己株式の市場買付を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

PBR 1 倍以上の早期達成に向けて、市場動向や経営環境の変化に応じて機動的に資本政策を遂行するため。

2. 取得の内容 (2025 年 8 月 8 日取締役会決議事項)

2025 年 5 月 13 日及び 2025 年 6 月 18 日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得枠のうち、2025 年 8 月 7 日時点での同取得枠の未消化分について、下記の通り取得を行います。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 株式の取得価額の総額 | 35 億円 (上限) |
| (3) 取得する株式の総数 | 700,000 株 (上限) |
| (4) 取得する期間 | 2025 年 8 月 18 日から 2026 年 6 月 1 日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

なお、市場環境等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考)

1. 2025 年 5 月 13 日及び 2025 年 6 月 18 日開催の取締役会における自己株式の取得に係る決議内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 株式の取得価額の総額 | 200 億円 (上限) |
| (3) 取得する株式の総数 | 4,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 35.8%) |
| (4) 取得する期間 | 2025 年 6 月 2 日から 2026 年 6 月 1 日まで |

2. 上記取締役会決議に基づき 2025 年 8 月 7 日までに取得した自己株式の累計

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 株式の取得価額の総額 | 16,500,000,000 円 |
| (2) 取得した株式の総数 | 3,300,000 株 |

以 上